

第二次
大分県再犯防止推進計画



令和6年4月
大分県

目次

はじめに P	1
I 再犯防止推進計画策定の目的等		
第1 大分県再犯防止推進計画の目的 P	2
第2 大分県再犯防止推進計画の位置づけ P	2
第3 基本方針 P	2
第4 計画期間 P	2
II 再犯の防止等に関する施策の指標等		
再犯の防止等に関する施策の成果指標・目標値 P	3
III 今後取り組んでいく施策		
第1 就労・住居の確保等		
1. 就労の確保 P	4
2. 住居の確保 P	9
第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等		
1. 高齢者又は障がいのある者等への支援 P	12
2. 薬物依存の問題を抱える者への支援 P	16
第3 学校等と連携した修学支援の実施等		
1. 学校等と連携した修学支援及び児童生徒の非行の未然防止等 P	19
第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等		
1. 特性に応じた効果的な指導の実施 P	23
第5 民間協力者の活動の促進等		
1. 民間協力者の活動の促進 P	28
2. 広報・啓発活動の推進 P	32
第6 地域による包摂の推進		
1. 国・民間団体・市町村等との連携強化 P	34
(参考資料)		
「大分県再犯防止推進協議会」構成団体 P	38
再犯の防止等の推進に関する法律 P	39
用語説明 P	43
刑事司法の流れ(略図) P	46

はじめに

平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が制定され、平成29年12月には「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。これを受け、大分県では、平成31年4月に「大分県再犯防止推進計画」（計画期間：令和元年度～令和5年度）を策定しました。犯罪をした人等が多様化の進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることが、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現の一助となることから、「大分県再犯防止推進協議会」（令和元年度設置）等を通じて情報共有や連携を図りながら、県や国の関係機関、民間団体が一体となって再犯防止に向けて取り組んできたところです。

全国の刑法犯認知件数は平成15年以降減少傾向にあり、大分県でも、令和4年の刑法犯認知件数は2,794件と、2年連続で過去最少を更新するなど、平成15年の1万7,362件をピークに減少傾向にあります。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は依然として高く、令和4年の全国の再犯者率は47.9パーセントであり、大分県でも46.2パーセントという状況です。

犯罪をした人等には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいや依存症がある、十分な教育を受けていないなど、多くの困難を抱え、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とする者が多く存在しますが、実際には、十分な支援が受けられず、再犯を繰り返してしまうという悪循環が形成されています。

このような悪循環を断ち切るためには、犯罪をした人等を地域から排除したり、孤立させるのではなく、適切な「仕事」や「居場所」を確保して、責任ある社会の一員となるように支えていくことが大切です。

本計画は、再犯防止推進法及び国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）に基づく県の役割を踏まえて、国・民間団体と連携して県の実情に応じた施策を展開しながら、犯罪をした人等が、地域社会の中で孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰できるよう支援することにより、県民の方々の安全・安心な暮らしを実現するために策定するものです。

I 再犯防止推進計画策定の目的等

第1 大分県再犯防止推進計画の目的

再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策の推進に関する県の計画を定め、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とします。

第2 大分県再犯防止推進計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める、都道府県再犯防止推進計画として位置づけます。

第3 基本方針

県の再犯防止推進計画の策定にあたり、再犯防止推進法第3条に規定する「犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である」という基本理念の下、国の関係機関や民間団体と連携して再犯防止に取り組んでいきます。

上記の考え方を基本として、国の第二次再犯防止推進計画における7つの重点課題を踏まえ、再犯の防止等に向けた取組を更に深化・推進するため、県の実情に応じ、次の6つの重点課題の取組を推進します。

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進

○参考：国の第二次再犯防止推進計画における7つの重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

第4 計画期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

II 再犯の防止等に関する施策の指標等

再犯の防止等に関する施策の成果指標・目標値

再犯防止推進計画を進める上で、成果指標及び目標値を次のとおり設定し、その達成に向けて取り組みます。

○ 成果指標

新受刑者中の再入者※数（犯行時の居住地が大分県である者の数）

※再入者：過去に刑事施設に入ったことがあるもの

○ 目標値 35人（令和10年）

令和10年までに、下記基準値から20%の減少を目指します。

基準値 44.6人（平成30年～令和4年まで5ヶ年の平均値）

〈参考〉

新受刑者、再入者及び再入者率過去5年間データ（犯行時の居住地が大分県である者）

（出典：法務省調査）

年次（年）	H30	R1	R2	R3	R4	計
新受刑者（人）	91	91	69	78	67	396
うち再入者（人）	53	47	42	42	39	223
再入者率（%）	58.2	51.6	60.9	53.8	58.2	56.3

※再入者率は初入者の数字により変動するため、指標としては設定しません。

Ⅲ 今後取り組んでいく施策

第1 就労・住居の確保等

1. 就労の確保

(1) 現状（取組の必要性）

法務省の調査によると、刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職であり（令和3年）、不安定な就労が再犯リスクとなることから、その再犯防止に当たっては、就労の確保・継続が極めて重要です。

令和5年10月1日現在の協力雇用主※登録企業241社のうち、実際の雇用実績があったのは12社16人で、企業が協力雇用主として登録していても、実際の雇用に結びつきづらい実態があります。

※協力雇用主…犯罪をした者や非行のある少年の自立及び社会復帰に協力するため、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主

(2) 第一次計画期間中の取組

① 大分刑務所

大分県内の協力雇用主を招き就労支援説明会を実施するとともに、受刑者専用求人※の備付を始め、各種求人情報誌を通じて協力雇用主の求人情報を周知しています。

就労支援スタッフは、キャリアコンサルティングで用いられる種々の心理学を中心とした理論を活用し、相談者である受刑者自身の職業人生（キャリア）における主体的な自己決定を支援しています。

また、資格取得（造園技能士2級・3級、小型移動式クレーン技能講習、アーク溶接技能者評価試験）を推奨しています。

※求人企業数…令和元年	590社	内定者数	10人
…令和2年	782社	内定者数	5人
…令和3年	776社	内定者数	2人
…令和4年	1,065社	内定者数	6人

② 中津少年学院

就労支援スタッフを配置し、ハローワーク中津を通して就労支援を行っています。また、危険物取扱者免状（乙4、丙）、小型建機特別教育等の資格及び特に希望し、応募条件に合致する場合は、教育上移送を行い、他の施設で一定の期間、大型特殊自動車免許、車両系建設機械運転技能講習の受講を推奨しています。

③ 大分少年院

ハローワーク豊後大野との連携、矯正就労支援情報センター（通称「コレワーク」）の活用による就労支援を実施しています。

また、就労に資する知識・技能の習得や資格の取得を目指し、労働安全衛生法に基づく特別教育の実施や危険物取扱者免状（乙4）、コ

ンピュータサービス技能評価試験等への合格に向けた指導を実施しています。

※就労支援対象者数…令和元年 18人 うち在院中に採用内定した者 2人
…令和2年 14人 うち在院中に採用内定した者 5人
…令和3年 18人 うち在院中に採用内定した者 3人
…令和4年 7人 うち在院中に採用内定した者 5人

④ 大分保護観察所

「刑務所出所者等総合的就労支援対策」として、ハローワーク、大分県更生保護協会等と連携し、「就労支援メニュー（身元保証制度、トライアル雇用※、セミナー・事業所見学会、職場体験講習）」を活用した「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しています。

また、保護観察対象者等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して、「刑務所出所者等就労奨励金」を支給する制度を設けています。特に18歳・19歳の保護観察対象者等を雇用し、職場定着に必要なフォローアップを手厚く行った場合には、奨励金を加算して支給しています。

さらに、県、職業安定機関、矯正施設等の関係機関・団体による「刑務所出所者等就労支援推進協議会」等を定期的に開催し、就労支援体制の構築に努めています。

※トライアル雇用…職業経験の不足などから就職が困難な方が試用雇用を経て無期雇用に移行することを支援する国の制度

⑤ 大分労働局

ハローワークでの職業相談・職業紹介や就職支援ナビゲーターの配置を行うとともに、刑務所出所者等の就労を効果的に支援するため、矯正施設・更生保護機関と連携して、「刑務所出所者等就労支援事業」を実施し、保護観察官等を構成員とした「就労支援チーム」の設置による支援対象への個別支援、矯正施設での職業講話の実施、公的職業訓練の活用、トライアル雇用などに取り組んでいます。

⑥ 更生保護法人豊州保護会(更生保護施設あけぼの寮)

矯正施設出所者等のうち、住む場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、就労の支援を行っています。

※令和4年度中に退所した35人の退所時の就業状況

・一般労務作業者	13人(37.1%)
・農林・漁業作業者	1人(0.03%)
・無職者	16人(45.7%)
	うち社会福祉施設入所者7人、生活保護受給者9人
・不詳	5人(14.3%)

⑦ 更生保護法人大分県更生保護協会

保護観察対象者等に生活資金や帰住旅費等の金品支給を行うほか、身元保証として、保護観察対象者等が協力雇用主に就職し、就労中に過失等で就労先に損害等を与えた場合、見舞金を支払う制度を設けています。

⑧ NPO法人大分県就労支援事業者機構

協力雇用主の開拓・援助、犯罪をした者等の雇用主に対する助成金の支給等や啓発活動を中心に就労支援事業を展開しています。

⑨ 県

令和元年度から、県が行う公共工事の競争入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇措置を導入しました。

大分労働局と連携して「大分県中高年齢者就業支援センター」を設置し、中高年齢者に対する国と県の雇用施策を一体的に実施しています。その取組の一環として、犯罪をした者等から就職支援の相談があった場合、適職分析・応募書類の作成指導等のキャリアコンサルティングを実施しています。また、「刑務所出所者等就労支援推進協議会」に参加し、保護観察所における矯正施設出所者及び保護観察対象者等の就労支援の取組等について情報を共有しているところです。

また、犯罪歴にかかわらず生活に困窮していたり、軽度の障がいを持しているなど、一般の企業等への就労が困難な者に対して、「生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）」に基づく「生活困窮者就労準備支援事業」や「生活困窮者就労訓練事業」による支援を行っています。※

加えて、市又は市町村社会福祉協議会に設けられた生活困窮者自立相談支援機関において、生活に困窮している人に関する総合的な相談を受け付け、本人が抱える課題をもとに自立支援プランを作成したうえで、就労準備や家計改善などの支援を実施しており、県ではこれらの相談窓口や認定就労訓練事業所についての情報をホームページで公開しています。

※生活困窮者就労準備支援事業実施市町村数 18市町村（令和5年4月現在）
生活困窮者就労訓練事業認定事業所数 42事業所（令和5年4月現在）

（3）課題

矯正施設在所中から支援を受けて就職した者の数や犯罪をした者等を実際に雇用している協力雇用主の数が第一次推進計画策定前に比べて増加するなど、就労の確保に向けた取組は、着実に成果を上げてきました。

しかしながら、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なく

ないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題があります。

また、比較的高齢であることや障がいがあることなどにより一般的な就労を継続することができにくい福祉的支援対象者といわゆる一般就労への適応者との狭間にいる人たちの就労の確保、刑務所入所中に就職に結びつかない者や刑務所出所後にハローワークに来所しない者、高齢や障がいにより安定した労働力と見なされない者、就労しても対人関係の難しさ等で離職してしまう者等への対応が必要です。

そのほか、下記の関係機関においては、次のような課題があります。

① 大分刑務所

就労先の見込みがない者に対し就労支援面接を促す動機付けを図る際に、ハローワーク及び求人者の情報提供を受けることに消極的な者がいます。加えて、在所中の内定よりも、出所後に親族と相談しつつ、自分で探したいという者もいます。

また、業種に偏りがあることも要因の一つと考えられます。

② 大分少年院

少年院在院中に取得した資格が、必ずしも出院後の就労に直結していない面があることから、一般社会における雇用情勢や企業のニーズ等を踏まえた資格や講習を選定・実施することが課題となっています。

③ 大分保護観察所

協力雇用主は、令和5年10月時点の登録企業241社のうち、実際の雇用実績があるのは12社で、企業が協力雇用主として登録していても、犯罪をした者の雇用に結びつきにくい実態があります。

また、協力雇用主241社のうち、建設業者が148社を占めており、建設業界の比重が高く、本人が希望する職種とのマッチングが難しい現状にあります。そのため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓が必要です。

(4) 具体的施策

こうした課題等を踏まえて、関係機関との役割分担のもと、密接に連携を取りながら、犯罪をした人等が地域生活を営む上で経済的基盤となる就労の確保に向けて、現在の取組の充実等を図ります。主な関係機関の取組は以下のとおりです。

① 大分刑務所

受刑者に対し、就労支援を受けることのメリット、自己の受刑歴等を理解した上で雇用する就労先（協力雇用主）で働くメリットを説明す

るなどして、就労支援を希望する者の増加に取り組めます。また、協力雇用主会、就労関係機関、団体、個人等に対し、刑務所の実情をより深く理解してもらうために積極的な施設見学や意見交換会等を開催し、就労支援の充実に努めます。

② 中津少年学院

知的制約などにより一般的な就労を継続することができにくい者に対する福祉的支援を充実させ、就労継続支援A及びB型事業所等での就労について働きかけます。

一般就労が難しい者が住み込みでの就労を希望した場合、仕事を失うと住む場所も失ってしまうので、慎重に調整します。

協力雇用主のニーズを把握し、ミスマッチが生じないように、協力雇用主の講話や当方からの職場見学等を行い、就労意欲の喚起や不安の解消を図ります。

また、関係機関が開催する会議に参加するなど、顔の見える関係作りを行っていきます。

③ 大分少年院

協力雇用主会をはじめ就労に関わる関係機関、団体、個人に向けた施設見学会や意見交換会等を積極的に実施し、矯正施設における職業に関する指導や訓練の実情や被収容者等に対する就労支援に対する理解を深めていただくとともに、社会の雇用情勢や雇用する側（企業）のニーズ等を把握することに努めます。

④ 大分保護観察所

「就労支援メニュー」及び「刑務所出所者等就労奨励金制度」を積極的に活用して協力雇用主に対する支援を実施し、就労先を確保するとともに、保護観察対象者等の相談に応じ、助言を行い、離職を防止するとともに、離職後の再就職に向けた支援をしていきます。

大分県就労支援事業者機構とも連携し、企業等への説明の機会を捉えて協力雇用主制度の理解と協力を求め、多様な職業分野の協力雇用主の開拓に努めていきます。

また、「刑務所出所者等就労支援推進協議会」を開催して、関係機関・団体との連携を一層充実強化し、体制の構築に努めていくとともに、支援の実効性を高めるための相談拠点及び地域の支援連携拠点の構築に努めていきます。

加えて、雇用に対する不安を軽減し、雇用の拡大に努めるため、新規に登録した協力雇用主に対し研修を実施します。

⑤ **更生保護法人豊州保護会(更生保護施設あけぼの寮)**

保護観察所やハローワーク等の関係機関との連携により、主として福祉的支援が必要な人については、社会福祉施設での就労を目標として支援を行っていきます。また、一般就労が可能な人は、ハローワークでの求職活動の支援を行います。

⑥ **大分労働局**

適切な就労先の確保に向け、矯正施設、保護観察所及びハローワークとの連携による一貫した就労支援対策の一層の充実を図ります。また、就職後の職場定着に向けたフォローアップを図るため、関係機関と連携の上、状況に応じた相談支援等を検討していきます。

⑦ **NPO法人大分県就労支援事業者機構**

県内の協力雇用主会と保護観察所と連携し、民間の事業者等に対する就労支援の充実に取り組んでいきます。

⑧ **県**

- ・ 犯罪をした者等への就職支援のため、大分労働局、ハローワークと連携しながら、個々の実情に応じて、キャリアコンサルティングなどに取り組めます。また、「刑務所出所者等就労支援推進協議会」に参加し、保護観察所等の関係機関との情報共有や連携強化を図ります。【商工観光労働部】
- ・ 県が行う公共工事の競争入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇措置を継続し、就労先拡大に取り組めます。【土木建築部】
- ・ 生活に困窮していたり、軽度の障がいを持っているなど、一般の企業等への就労が困難な者に対して、引き続き、「生活困窮者就労準備支援事業」や「生活困窮者就労訓練事業」による支援を行います。また、これらの事業について支援水準の向上や、認定就労訓練事業所を増やす働きかけを行います。【福祉保健部】

2. 住居の確保

(1) 現状(取組の必要性)

令和4年に県内の更生保護施設等において一時的に居場所を確保した者は、合わせて78人※であり、犯罪をした者の住居の確保が難しい実態があります。

※(内訳) 下記数字には他都道府県の刑務所を出所した者も含む

- ・ 更生保護施設で一時的に居場所を確保した者 73人
- ・ 自立準備ホームで一時的に居場所を確保した者 5人

※自立準備ホーム：住居がない出所者等に一時的に宿泊場所の提供等を行い、自立に向けた支援を行う、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等の運営する民間施設

(2) 第一次計画期間中の取組

① 大分保護観察所

刑務所出所者等で帰住予定地等住居のない者については、更生保護施設や自立準備ホームでの受け入れ、更生緊急保護※や特別調整※による居場所の確保等に取り組んでいます。

※更生緊急保護：満期釈放者等に対して、その者の申出に基づいて、食事・医療・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずるもの

※特別調整：生活環境の調整（保護観察所が行う受刑者等の出所後の住居、就職等の調整）のうち、高齢者（おおむね65歳以上）又は障がいをする者で適当な帰住予定地が確保されていない者に対して行う、特別な手続に基づく福祉サービス等の調整その他の社会復帰のための調整

② 更生保護法人豊州保護会(更生保護施設あけぼの寮)

刑務所出所者等のうち、住む場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供しています。

※令和4年度中に退所した35人の退所先

・親族	4人(11.3%)
・知人・友人	3人(9.0%)
・下宿・借家等	11人(31.4%)
・就業先	5人(14.3%)
・社会福祉施設	7人(20.0%)
・その他	2人(6.0%)
・不詳	3人(9.0%)

③ 県

犯罪をした者等のうち保護観察対象者等は「住宅セーフティネット法」により住宅確保要配慮者として定義づけられており、賃貸住宅の供給の促進を図っています。

また、市又は市町村社会福祉協議会に設けられた生活困窮者自立相談支援機関において、犯罪歴にかかわらず生活に困窮しており、住居を喪失又はそのおそれのある者に対して、住居の確保に向けた相談に応じたり、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を支給しています。

(3) 課題

満期釈放者のうち適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所している人がいます。特に県内には女性が入所できる施設がないため、多様

な行き場の確保(一時的宿泊場所や行き先が決まるまで滞在できる場所、満期出所者が支援を求めることができる施設、女性の行き場、出所当日から金銭や住居がない者の支援など)が必要です。

更生保護施設に入所した後も、身元保証人がいない、高齢、障がい、病気等の理由により、地域での定住先の確保が困難な人がいます。

そのほか、次のような課題があります。

① 県

「住宅セーフティネット法」における入居対象は保護観察対象者等に限定されており、保護観察対象者以外の犯罪をした者等で住宅確保要配慮者に該当しない者は住宅セーフティネット法での支援対象となっていません。

また、公営住宅への入居については、入居要件は他の入居希望者と同じであるものの、犯罪をした者等にとっては、親族等と疎遠になっている等の事情により連帯保証人となる者の確保が困難であることや、既存入居者にとっては、犯罪や非行をした人の受入れに対する不安や反発及び再犯のリスクを危惧するなど、様々な問題が予想されます。

(4) 具体的施策

こうした課題等を踏まえて、関係機関との役割分担のもと、密接に連携を取りながら、犯罪をした人等が地域社会において安定した生活を送るために必要な住居の確保に向けて、現在の取組の充実等を図ります。主な関係機関の取組は以下のとおりです。

① 大分保護観察所

帰住予定地のない刑務所出所者等のほか、更生緊急保護及び特別調整の対象者について、引き続き更生保護施設及び自立準備ホームと連携して、積極的な受入れについて検討・実施していきます。

関係機関・団体の協力を得て、更生保護施設及び自立準備ホームについて、地域において近隣住民の理解がさらに促進され、より充実した運営がなされるよう支援を行っていきます。

そのほか、地域社会における定住先の確保のため居住支援法人と連携し、住居確保等に努めます。

② 県

- ・ 住宅セーフティネット法に基づく支援について、法務省、国土交通省、県、市町村および民間団体その他の関係者との緊密な連携を図るとともに、情報提供や支援を行うための執行体制の整備を推進し、賃貸住宅等の更なる供給促進に努めます。また、支援に不可欠

な居住支援法人の設立及び活動の推進に努めます。併せて、各団体や法人等による支援体制の構築のための市町村居住支援協議会等の設立・体制確立を働きかけ、居住支援の取組の強化を図っていきます。【土木建築部】

- ・ 県営住宅の入居に際しては、連帯保証人を確保できないことが入居の支障とならないよう、連帯保証人を2名から1名に減じて負担を軽減するとともに、家賃債務保証制度を選択することも可能としたところではあります。また、公営住宅への入居について、今後、国（法務省）が、犯罪をした者等の住宅の確保を困難にしている要因について調査を行い、事業主体に対する継続的支援（助言・指導・個人情報提供等）及び必要に応じた所要の施策を実施することとされているため、入居要件の緩和等については、その情報提供を受けて検討を行います。【土木建築部】
- ・ 引き続き、生活困窮者自立相談支援機関において、住居を喪失又はそのおそれのある者に対して、住居の確保に向けた相談に応じたり、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を支給します。【福祉保健部】

第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

1. 高齢者又は障がいのある者等への支援

(1) 現状（取組の必要性）

大分刑務所の入所者の状況を見ると、年により多少の増減はありますが、一定数の高齢者や障がい者が存在しており、これらの者に対する支援が必要な状況にあります。

※高齢者・障がい者の入所状況

	65歳以上の者	障害者手帳所持者
令和元年	31人	28人
令和2年	37人	29人
令和3年	50人	32人
令和4年	43人	25人

(2) 第一次計画期間中の取組

① 大分刑務所

社会福祉士の資格を有する職員を配置し、特別調整の対象外の受刑者に対しても社会福祉サービスにつなげる働きかけを行っています。また、高齢受刑者等社会復帰支援充実化委員会の開催や、社会復帰支援指導としての健康運動プログラム（外部講師による筋力トレーニング・めじろんリズム体操等）の実施により、出所後の生活に必要な基礎知識等の付与や体力低下防止を図っています。

② 中津少年学院

福祉専門官や社会福祉士が中心となり、在院中に療育手帳の取得や更新、手続を行っています。

また、福祉的支援が必要と思われる者に対し、面接を行うなどして福祉につながる働きかけを行っています。

③ 大分地方検察庁

高齢や障がいにより、公共の福祉に関する機関その他の機関による支援を受けることが必要な者に対し、保健医療・福祉サービスの概要や支援を受けることの必要性等をわかりやすく説明して、その利用を促しています。

入口支援の連携機関である大分保護観察所及び大分県地域生活定着支援センター※（平成22年から社会福祉法人恩賜財団済生会支部大分県済生会へ県が委託）が、迅速かつ円滑に支援を行うことができるよう、同機関に対し、支援に必要な情報を提供しており、また、更生緊急保護に携わる関係機関との協議会に参加して、犯罪をした者に対する再犯防止及び社会復帰支援等についての意見交換を行っています。

※地域生活定着支援センター：高齢や障がいのある出所者等に対し、必要な福祉サービス等のコーディネート業務、フォローアップ業務、相談業務等を行うため都道府県に設置されている支援機関

④ 大分保護観察所

大分県地域生活定着支援センター及び大分刑務所等矯正施設と連携し、一定の要件を満たす者に対して、出所（院）後速やかに福祉・保健関係機関等から必要な介護、医療、年金その他の各種サービスを受けることができるよう、円滑な社会復帰を図るための取組として「特別調整」を行っています。

また、帰住予定地がある者についても、明らかに福祉サービスが必要な場合は、「一般調整」※として、大分県地域生活定着支援センターの協力を得て福祉サービスにつなげています。

※一般調整：生活環境の調整のうち、帰住予定地は確保されていて特別調整には該当しないものの、高齢者又は障がいを有する者で、出所後又は出院後に特別な手続に基づく福祉サービス等の調整その他社会復帰のための調整が必要なもの

⑤ 大分県社会福祉協議会

本会が実施主体として推進する「生活福祉資金貸付事業」や「日常生活自立支援事業」、「フードバンクおおいた」事業、趣旨に賛同する社会福祉法人が実施して現物給付を行う「おおいたくらしサポート事業」を引き続き展開するとともに、市町村の生活困窮者自立支援制

度担当職員等の人材育成を図っています。

⑥ 更生保護法人豊州保護会(更生保護施設あけぼの寮)

特別調整対象者(地域生活定着支援センターの支援対象者)を一時的に受け入れて地域生活への本格的な移行を支援し、また、特別調整対象者に該当しない高齢者や障がい者等の自立が難しい矯正施設出所者等を特別処遇対象者として受け入れ、地域社会で安定した生活を維持できるように必要な福祉的支援を行っています。

なお、当施設を退所後、一定期間生活状況の見守りや相談等必要な支援(フォローアップ支援)も行っています※。

※令和4年度実績 実人員22人 延べ実施件数 801件

⑦ 県

「大分県地域福祉基本計画」において、「多様化する生活課題への対応」の項目の「社会的孤立等への対応」の中で、犯罪をした人等を地域から排除し孤立させるのではなく、責任ある社会の一員となるように支える取組の推進を掲げています。

その取組として、矯正施設を出所(院)する高齢者や障がいのある者の社会復帰を支援し再犯を防止するため、大分県地域生活定着支援センターを設置し、高齢又は障がいを有することにより矯正施設等から出所(院)した後自立した生活を営むことが困難と認められる者に対し、保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入先施設のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等(コーディネート業務)を行っています(出口支援)。

また、大分県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設から出所(院)した後も本人を受け入れた施設等に対して必要な助言(フォローアップ業務)を行うとともに、本人、家族、受入施設、行政機関等関係者からの本人の福祉サービス等の利用に関する相談に対応しています。

加えて、矯正施設に入所するに至らなかった起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、大分県地域生活定着支援センターにおいて、弁護士会と協働し、身柄釈放時に福祉サービスに橋渡しできるよう、受入先施設のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行っています(入口支援)。

(3) 課題

地域によっては社会的資源が乏しい場所もあり、その解消が急務です。本来は福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が支援を受けることに抵抗感を抱き、支援を希望しない又は支援の途中で所在不明となる

などの事情で支援を受けず、生きづらさから再度犯罪をしてしまうことが懸念されます。

支援の充実に向けて、関係機関が更なる連携を図る必要があります。そのほか、次のような課題があります。

① 大分刑務所

出口支援（出所時支援）において、特別調整非該当であるが、何らかの支援（帰住予定地の確保、医療・福祉サービスなど）を要する者に対する調整及び支援を拒否する者に対しての調整に苦慮しています。

（４）具体的施策

こうした課題等を踏まえて、関係機関との役割分担のもと、密接に連携を取りながら、福祉的支援等が必要な高齢者や障がい者等に適切な支援が届けられるよう、現在の取組の充実を図ります。主な関係機関の取組は、以下のとおりです。

① 大分地方検察庁

今後も引き続き、大分保護観察所、大分県地域生活定着支援センター及び県、市町村等の関係機関と連携して、支援対象者に対する住居、医療、福祉サービス等に係る生活環境の調整を行うとともに、可能な限り弁護士とも協働して、支援対象者の抱える課題や福祉サービスのニーズを把握するなどして、適切な支援を行います。

② 大分刑務所

特別調整非該当であるが、高齢又は障害を有する者であって自立した生活が困難な者に対し、必要となる保健医療・福祉サービスの提供ができるよう、更生保護・福祉関係機関や自治体、大分県地域生活定着支援センター等との連携を充実強化します。

③ 大分保護観察所

犯罪をした高齢者又は障がいのある者等の更生保護施設への受け入れの促進及び特性に応じた支援を充実させます。

福祉施設の見学や事前体験を本人に働きかけるなどし、福祉的支援に対する動機付けを図ります。

職員の高齢者又は障がいのある者等の特性や支援の理解を深めるため、研修等を実施します。

大分県地域生活定着支援センターが開催する「福祉支援推進検討会」に参加し、包括的な支援体制の構築を支援し、関係機関の連携を強化していきます。

④ 大分県社会福祉協議会

本人の属性に関わらない多機関協働の相談支援や地域における多様な活躍機会の創出によって地域社会への参加を支援していく「包括的な支援体制整備」の推進を図っていきます。

⑤ 県

- 引き続き、大分県地域生活定着支援センターにより、刑務所や少年院を出所（院）する高齢者や障がいのある者で福祉的な支援を必要とする方などに、出所（院）後ただちに保健医療・福祉的な支援を提供することで、社会復帰を支援するとともに、関係者の集まる研修会や会議でのパンフレット配布や制度説明といった啓発活動を行うなどにより、専門的な支援を行う者や関係機関との連携強化及び地域の受入体制の整備に取り組んでいきます。【福祉保健部】
- 刑務所等出所（院）の前段階から、地域生活定着支援センターを中心に司法・福祉関係機関と支援ネットワークを構築し、出所（院）後直ちに福祉サービス等の利用につなげることで、触法障がい者※の改善更生・社会復帰を支援し、再犯防止を図ります。【福祉保健部】

※触法障がい者：刑罰法令に触れる行為をした障がい者のこと。なお、障がい者とは身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能障がいのある方のこと

2. 薬物依存の問題を抱える者への支援

(1) 現状（取組の必要性）

各矯正施設における入所者の状況を見ると、年により多少の増減がありますが、一定数の薬物依存者が存在しており※、薬物依存者への支援が必要な状況にあります。

※薬物事犯者等の入所状況

	令和元年	2年	3年	4年
大分刑務所（薬物事犯者）	75人	58人	61人	71人
中津少年学院（薬物非行経験者）	5人	10人	1人	2人
大分少年院（薬物非行経験者）	11人	16人	16人	13人

※薬物事犯者：覚せい剤取締法違反・麻薬及び向精神薬取締法違反・毒物劇物取締法違反・大麻取締法違反等をした者

(2) 第一次計画期間中の取組

① 大分刑務所

薬物依存離脱指導を実施することで、薬物依存の認識及び薬物使用に係る自己の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図るとともに、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させ、出所後も継続的な薬物依存離脱に向けた治療及び援助等の必要性を認識させるこ

とを目的とした支援を行っています。

② 中津少年学院

③ 大分少年院

本件非行が薬物事犯の者及び過去に薬物非行歴があるなど薬物への依存性が高い者については、在院中に特定生活指導（薬物非行防止指導）をはじめとするプログラムを実施するとともに、その実施状況等について出院後の保護観察所及び関係機関における指導に引き継げるよう連絡体制を整えています。

④ 大分保護観察所

薬物事犯者に対し、大分DARC（大分ダルク※）及び医療機関と連携し、「薬物再乱用防止プログラム」（コアプログラム5回＋コアプログラム終了後のステップアッププログラム（毎月1回））、簡易薬物検出検査、家族等に対する支援を実施するとともに、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（以下「地域連携ガイドライン」という。）に基づいて、関係機関や民間支援団体と連携を進めています。

さらに、薬物事犯者に対しては、保護観察所が行う通常の指導監督及び補導援護を実施するだけでなく、地域の医療・援助機関等による薬物依存の改善に資する医療又は援助を適切に確保し、一体的な処遇を行うよう努めています。

※ダルク：Drug Addiction Rehabilitation Center

覚醒剤、有機溶剤（シンナー等）、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設

⑤ NPO法人大分DARC

各種の補助や支援を受けながら、グループミーティング等による回復プログラム、別途の依存症（処方薬依存やアルコール依存等）を含めて再発しないための通院調整等の治療のサポートを実施しています。

また、完治が困難で常に依存症と対峙する必要がある薬物依存については治療が長期に及ぶという現実を踏まえ、薬物依存者の家族等を支援する家族教室の開催や相談窓口の開設を行うとともに、薬物からの回復の必要性を周知・啓発するために、出前講座を実施しています。

⑥ 県

こころとからだの相談支援センター（精神保健福祉センター）は、薬物相談、自助グループや家族会の支援、さらにアディクション（依存症・嗜癖）フォーラムの広報周知を行っており、保健所では、精神

科医による精神保健福祉相談等に取り組んでいます。また、医療計画の中で、依存症への対応が可能な医療機関を表示しています。

(3) 課題

県内には薬物依存症の治療及び支援が実施可能な機関や入院設備を有する病院が少なく、対応までに相応の時間を要するなど、必要な入院・通院による治療が受けにくい状況があります。

また、薬物事犯の中でも特に大麻事犯者が増加傾向にあり、若年層における乱用が拡大しています。

矯正施設、保護観察所、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、「息の長い」継続的な支援を実施できるよう、連携体制を強化していく必要があります。

(4) 具体的施策

こうした課題等を踏まえて、関係機関との役割分担のもと、密接に連携を取りながら、再犯率が高く、再犯防止を進める上でも大きな課題となっている薬物依存者の立ち直りを支援するため、現在の取組の充実を図ります。主な関係機関の取組は以下のとおりです。

① 大分刑務所

薬物事犯者の再犯リスク等を適切に把握し、薬物使用に関する専門的プログラムなどの指導を一貫して実施するとともに、関係機関と連携した生活環境調整や社会復帰支援の充実を図ります。

② 大分少年院

地域の関係機関等との連携を強化して、薬物依存に対する治療や支援に関する専門的な知見を得ることにより、特定生活指導（薬物非行防止指導）をはじめとする薬物非行防止に資する教育プログラムの充実化を図ります。

③ 大分保護観察所

薬物事犯者への「薬物再乱用防止プログラム」を確実に実施するとともに、関係機関及び民間支援団体との定期的な連絡協議会等の開催により、薬物依存を有する者に対する理解と地域への移行や家族等に対する支援を継続していきます。

また、薬物事犯者等が刑事処分又は保護終了後も地域において必要な保健医療・福祉的サービスを受け、立ち直りに向けた「息の長い」支援が受けられるよう、「地域連携ガイドライン」に基づく地域支援ネットワークの構築のため、関係機関・団体に働きかけていきます。

また、大麻事犯者の特例に応じた処遇の充実を図っていきます。

④ NPO法人大分DARC

薬物からの回復の必要性を周知・啓発するために、依存症専門医による講演、オンライン研修の開催を増やすとともに、一般県民への周知・啓発を充実させるために、オンラインセミナー、講演活動の回数を増やします。また、県内外の依存症専門機関との連携強化を図ります。

⑤ 県

- ・ 今後も引き続き、こころとからだの相談支援センター（精神保健福祉センター）及び保健所における相談等の継続・充実を図るとともに、薬物依存をはじめとした依存症支援者向けの研修を開催するほか、医療機関や保護観察所等の関係機関と連携し、社会復帰に向けて積極的に協働しながら支援していきます。【福祉保健部】
- ・ 地域医療の充実を図り、医療が必要な薬物依存者への専門的な対応を促進します。【福祉保健部】
- ・ 薬物依存者やその家族が孤立せず、適切な治療・社会支援につながるができるよう、自助グループや家族会と連携し活動を周知する等、県全体の薬物依存者に対する理解促進に努めていきます。【福祉保健部】

第3 学校等と連携した修学支援の実施等

1. 学校等と連携した修学支援及び児童生徒の非行の未然防止等

(1) 現状（取組の必要性）

令和4年の矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験状況は以下のとおりです。

	合格者	受験者	合格率
・大分刑務所	3人	10人	30%
・中津少年学院	3人	3人	100%
・大分少年院	1人	2人	50%

また、大分少年院における令和4年の入院者の学歴状況は、中学卒63.2%、高校中退26.3%、高校卒5.3%、高校在学5.3%で、中学卒の学歴がほとんどであることから、進学等に関する情報の提供といった修学支援に力を入れています。

(2) 第一次計画期間中の取組

① 中津少年学院

在院中の高校受験については、在籍中学校及び保護者等と連携しながら受験させています。

また、高卒認定試験の受験や大学進学を希望した在院者に対して入試パンフレットや過去問の交付等、積極的に支援を行っています。

② 大分少年院

出院後の進路として進学することを視野に入れている在院者に対し、希望する進学先に関する情報提供を行うなどの修学支援を積極的に実施しています。また、高等学校卒業程度認定試験の受験希望者に対する受験指導にも力を入れています。

③ 大分保護観察所

学校等と連携し、保護観察を実施する中で、修学意欲を喚起・継続させ、復学、進学、卒業等に至るよう指導・助言を行っています。

また、保護観察官が学校等に出張して更生保護制度等に関する講座を行ったり、再犯の防止に資するための基礎的な教育として、法などの価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるために必要な教育を行うなど、非行防止活動を推進しています。

④ 大分少年鑑別所

児童生徒の非行の未然防止等のため、「法務少年支援センターおおいた」において、地域のニーズ等を踏まえつつ、地域援助業務を行っています。

⑤ 保護司会

保護観察所と協働して、教育委員会及び学校と連携し、児童生徒を対象とした“社会を明るくする運動”作文コンテストを実施するなどの非行防止活動を行っています。

また、学校等と連携し、登校時の挨拶運動、地域の防犯パトロール、薬物乱用防止教室、学校教諭との定期連絡会等の地域における非行防止活動を行っています。

⑥ 更生保護女性会

入学式や体育祭などの学校行事に参加したり、小学校を訪問して1/2成人式を行うなどの非行防止活動を行うほか、青少年育成協議会や民生児童委員協議会などの各種関係団体と連携して青少年の健全育成のための活動を行っています。

⑦ BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement の略)

保護観察所や関係機関・団体からの支援の依頼に基づき、非行少年に対する「ともだち活動」、不登校児への学習支援、レクリエーションなどのグループワーク等、地域における非行防止・青少年の健全育成活動を行っています。

⑧ 県

ジョブカフェおおいた（本センター1カ所、サテライト4カ所）が提供する就労支援サービスの学校への情報提供、私立高等学校等を中途退学した者の学び直しを支援する支援金の支給等に取り組んでいます。

⑨ 県教育委員会

再犯防止の対象となる者の絶対数が少ないことから、薬物乱用やネットに係わる犯罪などの未然防止に向けた取り組みや、高等学校中退者に対する進学や就職等の支援を実施しています。また、矯正施設在在者の復学・進学等に当たっては、本人の希望に応じて必要な情報を提供できるよう配慮しています。

⑩ 警察本部

大分っ子フレンドリーサポートセンター等が少年警察ボランティアや関係機関と連携して行う立ち直り支援、スクールサポーター（警察OB）等による少年の問題行動への対応や非行・薬物乱用防止教室等の実施、学校警察連絡制度による児童生徒の安全確保及び非行防止に取り組んでいます。

（3）課題

下記の関係機関においては、次のような課題があります。

① 中津少年学院

② 大分少年院

③ 大分保護観察所

少年院在院中に高校受験を行うも、合格できない者が多い傾向にあります。また、少年院出院時に全日制・定時制・通信制高校への復学・進学や高等学校卒業程度認定試験の受験・合格を目指していても、出院後は生活の維持のために就労せざるを得ず、その後の時間の経過とともに出院時の目標を断念しているという実態があります。支援に結び付かなかった原因の一つには、本人の意向やニーズを十分に把握できていないという実態があり、将来のビジョンの明確化を図り、修学を継続する意欲や動機付けを高めるための具体的講義が必要があります。

また、ニーズに応じた活用可能な社会資源を共有する必要があり、民間協力団体、県教育委員会、学校等が連携を図り社会復帰が効果的かつ円滑に実現できるようにしなければなりません。

④ 県教育委員会

子育てに対する親の意識の変化を踏まえ、福祉的支援が必要な子ども

もの社会復帰支援や、保護者への相談支援が必要であると考えています。

(4) 具体的施策

こうした課題等を踏まえて、関係機関との役割分担のもと、密接に連携を取りながら、若年者の再犯防止のために重要な学校等と連携した修学支援や非行の防止のため、現在の取組の充実等を図ります。主な関係機関の取組については、以下のとおりです。

- ① 中津少年学院
- ② 大分少年院
- ③ 大分保護観察所

修学を希望する本人のニーズ等を適切に把握し、課題に応じた支援を複合的に実施していきます。矯正施設において修学支援等を受けた者について、施設内処遇の内容を踏まえ、矯正施設、保護観察所、民間ボランティア、地方公共団体等の関係機関が協働して、本人の状況に応じた学びの継続に向けた学習相談・学習支援等の効果的な支援が実施できるよう、個別のケースに応じることができる関係機関によるネットワークの構築や、学校や関係機関とのケース会議について検討していきます。

また、教育委員会が実施するおおいた学びのステップアップ支援事業等の地域にある修学に必要な相談・支援窓口との連携を強化し、必要な情報等を提供していきます。

- ④ 大分少年鑑別所

学校における法教育授業の実施のほか、保護者及び関係機関等のニーズを踏まえ、児童生徒や保護者・学校からの個別相談を拡大していきます。

- ⑤ 県

困難を抱える子どもたちを社会で支える取組として、中学校卒業時に進路未決定の生徒や、高等学校中途退学時に進路未決定者等に関する情報を関係機関が共有し、学校教育から切れ目のない、社会的自立に必要な支援を行います。

- ⑥ 県教育委員会

学び直しを希望する高等学校中退者等へのサポートや矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、学校関係者に対して、矯正施設・保護観察所との連携事例を周知するなどして、相互の連携を推進していきます。

また、全ての公立学校をカバーできるようにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、それぞれ専門スタッフの活用を通じて教育相談体制を構築するとともに、他の児童・生徒等へ危害を及ぼすおそれがある児童・生徒の学校への受入れにあたっては、関係機関等と連携して対応します。

第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

1. 特性に応じた効果的な指導の実施

(1) 現状・第一次計画期間中の取組

① 大分刑務所

大分刑務所では、受刑者に対し、自己の犯罪の責任や被害者心情を自覚させ、出所後の社会生活に適応するための知識や生活態度を習得させるために、5種類の特別改善指導※1と9種類の一般改善指導※2を実施しています。

また、受刑者が社会復帰する上で、自らが犯した罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等の状況や心情等を理解することが不可欠であることを踏まえ、被害者の視点を取り入れた教育等のゲストスピーカーとして、犯罪被害者遺族による講話を実施しています。

※1 特別改善指導（特定の事情を有することによって改善更生、円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象）

- ・ 薬物依存離脱指導
- ・ 性犯罪再犯防止指導
- ・ 被害者の視点を取り入れた教育
- ・ 交通安全指導
- ・ 就労準備指導

※2 一般改善指導（すべての受刑者または問題性に応じて実施）

- ・ アルコール依存回復プログラム
- ・ 酒害教育
- ・ 窃盗防止教育
- ・ 社会復帰支援指導
- ・ 長期刑（LA）受刑者指導
- ・ 暴力防止プログラム
- ・ 若年受刑者指導
- ・ スタートアッププログラム
- ・ 特殊詐欺事犯指導

② 中津少年学院

③ 大分少年院

在院者に対する矯正教育は、5つの領域（生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導）で構成されており、その中核をなす生活指導において、個々の在院者の問題性等の改善に向けた「特定生活指導（被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、性

非行防止指導、家族関係指導、交友関係指導及び成年社会参画指導)』を実施しています。

また、在院者が抱える問題は、保護者との関係性が背景にある場合が多いことから、在院者に対し、保護者との関係改善を図る指導を実施しているほか、その保護者にも働きかけて関係調整を図るなどしています。

改正少年法において、罪を犯した18歳及び19歳の少年に対して「特定少年」という概念が新たに導入され、特定生活指導(成年社会参画指導)が新設され指導を行っています。なお、在院中に18歳に達する在院者も同対象としています。

中津少年学院では、知的・情緒又は発達障がいのある者等を入院対象としていることから、体験的に学べるプログラムの整備、視覚的な教材を使用する指導に取り組んでいます。

④ 大分少年鑑別所

再非行及び再犯防止並びに円滑な社会復帰に向けて、法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)を活用した処遇指針の提案等、少年鑑別所の特性を生かした取組を推進しています。

⑤ 大分保護観察所

アセスメントツールCFPを活用し、体系的なアセスメントを実施し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針を決定しており、特定の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対しては、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムを実施しています。専門的処遇プログラムでは、性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムの4種類を実施しています。

発達上の問題を抱える保護観察対象者に対しては、必要に応じ、児童相談所や発達障がい者支援センターと連携し、特性に応じた指導を行っています。

ストーカー加害者に対しては、問題行動等の情報を警察と共有し、再加害を防止するための指導を徹底しています。

また、暴力団離脱者の社会復帰を促進するため、暴力団離脱者が就労可能な協力雇用主の情報を把握し、円滑に安定した就労先が確保できる体制を構築しています。

さらに、保護観察対象者の自己有用感の涵養(かんよう)や社会性の向上を図ることを目的として、公共施設等の清掃活動等の社会貢献活動を実施しています。

加えて、犯罪被害者等の申出に応じ、被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する「心情等伝達制度」実施するとともに、被害者を死亡又は重大な傷害を負

わせた保護観察対象者に対し、しよく罪指導プログラムを実施し、被害者の意向にも配慮し、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導等を行っています。

⑥ 警察本部

性犯罪者、ストーカー加害者、問題を抱える少年など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図っています。

(2) 課題

専門的知見が必要なアセスメント機能が不十分であるため、対象受刑者の特性及び処遇ニーズの的確な把握に至らないケースがあり、関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性、継続性の強化が重要です。

また、保護観察終了後、地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分でない状況があります。

さらに、改正刑法等の施行を受け、アセスメントの対象を拡大し、相応の実績を蓄積していくに当たっての課題と対策等について、今後検討していく必要があります。

そのほか、次のような課題があります。

① 大分刑務所

講話を通して、受刑者に被害者等の心情等を理解させ、再犯防止に効果的な処遇を実施するためには、指導前の動機づけ及び指導後の助言・指導が必要です。現在、教育専門官が主たる指導を実施していますが、より効果を向上させるには、現在よりも多くの職員が指導に関わる必要があります。

② 更生保護法人豊州保護会(更生保護施設あけぼの寮)

令和4年6月に公布された刑法等の一部を改正する法律により、更生保護法及び更生保護事業法が一部改正され、国の第二次再犯防止推進計画において、更生保護施設は、地域における犯罪をした者等の自立支援の中核的担い手として、一層多様かつ高度な役割を果たせるよう、処遇困難者の受入促進や、訪問支援事業の拡充を始めることが求められています。そのためには、更生保護施設職員の処遇機能の更なる充実強化が必要です。

薬物事犯者の中には、再犯につながるおそれのある環境から離脱するために従前の住居に戻ることが適当でない者が多く存在することから、更生保護施設等における薬物事犯者の受入を促進する必要があるため、薬物依存からの回復に資する処遇を行うための更生保護施設職員の体制の整備を推進する必要があります。

(3) 具体的施策

効果的に再犯防止に取り組むために、関係機関との役割分担のもと、現在の取組の充実等を図り、犯罪被害者の視点を取り入れながら、特性に応じた効果的な指導を推進します。主な関係機関の取組は、以下のとおりです。

① 大分刑務所

犯罪をした者等の特性や再犯リスク等を踏まえた適切な処遇方針を策定するため、受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）を適切に活用し、アセスメント精度の更なる向上に向けた検討を行うとともに、知的障害等のある受刑者等について、関係機関との連携を強化しつつ、その特性に応じた指導・支援の充実を図ります。

また、令和5年12月から運用開始の「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」において、被害者等の心情等を聴取して、当該事件の受刑者に伝達する取組を全所的に行い、再犯防止に資する、被害者等の心情等を踏まえた矯正指導の充実を図ります。

② 中津少年学院

③ 大分少年院

次の項目について、取組の強化・検討を行います。

○ 特性に応じた効果的な指導の充実・強化

施設における矯正教育等の実効性を高めるため、職員に対する研修の充実や教材の整備を進め、指導体制の強化を図るとともに、指導内容等の充実化を図るために、関係機関、民間団体等との連携の在り方について検討します。

○ 関係機関と連携したきめ細やかな支援等

出院後も継続した支援が必要な在院者については、ケース検討会を適時に実施して、保護者との調整、「福祉」や「医療」との連携、就労先や学校等との連携、自治体、警察等との連携の在り方について検討し、社会復帰の円滑化を推進します。

○ 発達上の課題を有する者に対する指導等

発達上の課題に対する効果的な指導や支援についてさらに研究や情報共有を進めるとともに、児童福祉や発達障がい関係機関等との交流、連携を進め、指導力の向上や支援体制の充実を図ります。

○ 社会貢献活動等の充実

善良な社会の一員としての自覚を醸成するため、地域の環境美化等の社会貢献活動をさらに充実させます。

○ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等

犯罪や非行の重大性、被害者の現状や心情を認識し、償う気持ちを持って誠意ある対応をしていくことを目的とした、特定生活指導

「被害者の視点を取り入れた教育」や被害者支援センターから講師を招へいして講話等を実施します。

また、個別面接や課題作文等を通して、被害及び被害者に対する思考を深めさせます。

○ 成年年齢引き下げに伴う成年社会参画指導の充実

18歳以上及び在院中に成年年齢18歳に達する在院者に対し、成年であることの自覚及び責任の喚起並びに社会参加に必要な知識の付与をワークブック等を用いて指導していきます。

④ 大分少年鑑別所

少年だけでなく、改正刑法等が施行された後からは、受刑者並びに仮釈放者及び保護観察付執行猶予者等の保護観察対象者も、新たなアセスメントの対象として、取組を拡大していきます。

⑤ 大分保護観察所

アセスメントツールCFPを適切に実施し、アセスメントの精度の向上に取り組むとともに、矯正施設との協議会を通じて、性犯罪者等に対して矯正施設収容中から出所後まで一貫性のある効果的な指導を行います。

ストーカー加害者に対しては、引き続き警察と緊密に連携し、被害者との接触等問題行動に関する情報を共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底し、必要に応じて適切な措置を実施します。

また、発達上の問題を抱える保護観察対象者の指導にあたっては、必要に応じて関係機関と連携し、特性に応じた指導・支援を行うとともに、職員及び保護司が、発達障害に関する理解を深めるための研修等の充実を図ります。

引き続き専門的処遇プログラム及び社会貢献活動を実施し、対象者の特性に応じた指導の充実を図ります。

さらに、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層の運用に努めるとともに、しよく罪指導プログラムを実施し、被害者の意向に配慮した誠実な対応を行うよう指導することにより、犯罪被害者等の思いに応える保護観察処遇の充実を図っていきます。

⑥ 更生保護法人豊州保護会(更生保護施設あけぼの寮)

SST(社会生活スキルトレーニング)の充実強化のため、職員のスキルアップを行うとともに、認知行動療法を中心とした依存症に対する集団療法研修を受講します。

また、矯正施設の担当者を招へいしての研修を実施します。

⑦ 警察本部

犯罪をした者等の特性に応じ、次のような指導等に取り組んでいきます。

○ 子供対象・暴力的性犯罪者に対する指導等

警察庁が指定した子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認をするとともに、その者の同意を得て面談を引き続き実施します。

○ ストーカー加害者に対する指導等

引き続き大分保護観察所と連携して、ストーカー加害者の保護観察実施上の遵守事項や問題行動等の情報を共有し、被害者への接触防止のための指導等を行います。また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員について、精神医学的・心理的アプローチに関する技能や知識の一層の向上を図ります。加えて、ストーカー加害者に対し、医療関係機関の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行う等ストーカー加害者に対する精神医学的・心理的なアプローチを更に推進します。

○ 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進

非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、大分っ子フレンドリーサポートセンター等が、少年警察ボランティアや関係機関等と連携しながら、少年の立ち直り支援や居場所づくり活動等を引き続き推進します。

第5 民間協力者の活動の促進等

1. 民間協力者の活動の促進

(1) 現状（取組の必要性）

現在、県内には、以下のような民間協力者（団体等）があり、次のような活動を行っています。民間協力者の協力なしに、再犯防止の推進はあり得ません。

<保護司、保護司会>

保護司は、法務大臣からの委嘱を受け、犯罪をした者や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、主な業務には、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住予定地の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがあります。

保護司の組織である保護司会では、現在、保護司や保護司会が地域で更生保護活動を行う拠点として、更生保護サポートセンターを設置し、保護司の処遇活動に対する支援、関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

※大分県保護司会連合会に属する保護司数は、632名で充足率は95.8%
(令和5年11月1日現在)

＜更生保護女性会＞

女性の立場から、犯罪や非行をなくし、罪を犯した人々の立ち直りを支援して犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的としたボランティア団体で、保護司会などとともに“社会を明るくする運動”などの犯罪・非行防止活動を実施しています。

また、更生保護施設を訪問して炊事補助、日用品の援助等の協力などを行うほか、保護観察所で実施する社会貢献活動への協力、矯正施設での行事への参加協力などを行っています。

さらに、「地域を編む」をモットーに、1/2 成人式などの青少年の健全育成活動、母子を対象とした子育て支援活動など、地域に根ざした活動を実施しています。

※大分県更生保護女性連盟の会員数は、19地区の1,791名
(令和5年4月1日現在)

＜BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) 会＞

兄や姉のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に楽しみ、その健やかな成長を支援するとともに、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して活動する青年ボランティア団体です。

保護観察所や関係機関・団体からの支援の依頼に基づき、非行など問題を抱えた少年の友達になることを通して立ち直りを支援する「ともだち活動」、保護観察所で実施する社会貢献活動への協力、“社会を明るくする運動”の諸活動のほか、不登校児等への学習支援、レクリエーションなどのグルーワーク等、地域における犯罪・非行防止活動、青少年の健全育成活動を行っています。

※大分県BBS連盟の会員数は、6地区の176名(令和5年4月1日現在)

＜更生保護法人豊州保護会＞

更生保護施設あけぼの寮を運営し、刑務所出所者等のうち、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応に必要な生活指導を行うなど、円滑な社会復帰を支援しています。

＜更生保護法人大分県更生保護協会＞

会費収入、寄附金等をもとに、保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設、協力雇用主などへの運営費の一部助成や、更生保護に関する各種研修の実施等を支援しています。

＜NPO法人大分県就労支援事業者機構＞

刑務所出所者等の就労を促進することを目的とした団体で、大分県内の経済界の方々の協力を得て、協力雇用主を支援しています。

＜協力雇用主＞

犯罪をした者や非行のある少年の自立及び社会復帰に協力するため、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主です。前歴や非行歴にこだわらず、一般の労働者と待遇や勤務内容に格差をつけることなく積極的に雇用しようとすることで、その立ち直りに重要な役割を果たしています。

(2) 第一次計画期間中の取組

① 中津少年学院

「篤志面接委員（矯正施設で面接等を行い改善更生と社会復帰の手助けをする民間ボランティア）」、「教誨師（矯正施設で精神的・倫理的な教化や求めに応じた宗教的な教化を行う宗教家である民間ボランティア）」等の地域関係者の協力を得て、矯正教育や在院者の生活環境整備などを行っています。

② 大分少年院

民間協力者（篤志面接委員、教誨師）による在院者に対する働きかけや施設近隣の高校生を招待して実施する「大分少年院意見発表会」などの各種行事の開催のほか、地域の社会資源を活用した各種教育活動を行っています。

③ 大分保護観察所

“社会を明るくする運動”の広報・啓発行事を通じ、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動に当たる更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアの活動に関する広報を行っています。

保護司会と協力し、保護司候補者検討協議会を開催し、保護司適任者の情報の収集に取り組んでいます。

また、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動に地域住民が参加する、「保護司活動インターンシップ」を実施するとともに、保護司専用ホームページ“H@”（はあと）により、保護司活動のデジタル化を図っています。

④ 県

更生保護に携わる更生保護法人（大分県更生保護協会、豊州保護会）の活動を支援し、更生保護活動など事業に要する経費等の助成を行っています。

(3) 課題

篤志面接委員、教誨師及び保護司のほか、更生保護女性会、BBS会

等の更生保護ボランティア及び大分県更生保護協会、大分県就労支援事業者機構等の更生保護関係団体の新規会員（賛助会員を含む）の確保が難しくなっています。

保護司の高齢化が進んでおり、今後保護司の担い手が不足することが予想されます。また、地域における人間関係が希薄化し、保護司活動に伴う負担が大きくなっている現状にあります。

（４）具体的施策

再犯防止を進めていく上で、民間協力者の協力は不可欠です。このため、関係機関と密接に連携を取りながら、現在の取組の充実等を図り、民間協力者の活動を促進します。主な関係機関の取組は以下のとおりです。

① 中津少年学院

② 大分少年院

地域の教育、医療、福祉等の関係機関や団体等との連携強化を進め、在院者に対する各種教育活動場面において、専門的知見に基づく助言・指導を得るなどして、在院者に対する矯正教育や社会復帰支援の充実を図ります。

③ 大分保護観察所

地方公共団体に対して、保護司適任者の情報提供、更生保護サポートセンターの設置や面接場所確保等、保護司活動に対する支援が得られるよう働きかけを行います。

更生保護ボランティアの活動を促進するため、更生保護ボランティアに対する研修の充実を図るとともに、積極的な広報等により、担い手の確保に取り組むとともに、保護司活動に関する事務の一層のデジタル化を図ります。

また、地域で再犯の防止等に資する取組を行うNPO法人、社会福祉法人、企業、弁護士、相互に支援を行う自助グループ等の民間協力者の把握に努めるとともに、民間協力者を積極的に開拓し、より一層の連携を図ります。

加えて、再犯の防止等に協力する気持ちを醸成するため、更生保護ボランティア等民間協力者の活動に関するより一層の広報の充実を図ります。

④ 県

更生保護法人（大分県更生保護協会、豊州保護会）の活動に要する経費等の助成等、これまでの支援を継続・充実していくとともに、市町村とも連携を図りながら、保護司など、民間団体のボランティア募

集の呼びかけに対する協力を努めます。また、国の行う広報・啓発活動への参加等を通じて、民間協力者の活動の促進に積極的に協力していきます。

2. 広報・啓発活動の推進

(1) 現状・第一次計画期間中の取組

① 大分刑務所

当所の外部講師等の民間協力者、県内各自治体や地域住民に、矯正行政に対する理解と協力をいただけるよう、施設見学会や矯正展等の機会に、交流、広報、啓発に努めています。

② 中津少年学院

③ 大分少年院

地域住民を対象とした施設見学会の開催や地域のイベント等におけるパネル展示などとおして、地域との交流や再犯防止推進に係る広報・啓発に努めてきました。

④ 大分保護観察所

“社会を明るくする運動”を、大分県推進委員会（委員長：大分県知事）の事務局として、毎年7月の強調月間を中心に推進しています。主な行事として、内閣総理大臣メッセージの伝達、一日大分保護観察所長行事、小中学生を対象とした“社会を明るくする運動”作文コンテストなどを実施しています。これらの行事を通じて、県民各層に運動の趣旨に対する理解と協力を求めています。

また、県内18市町村においても、保護司会、更生保護女性会及びBBS会と連携し、保護司会が中心となって“社会を明るくする運動”に関する行事（広報・街頭啓発活動等）を実施しています。

そのほかにも、保護観察官が関係機関等の研修や地域の行事などで更生保護制度等に関する講座の講師を務めるなど、更生保護制度や再犯防止対策の重要性等について広報・啓発活動を行うとともに、再犯の防止に資するための基礎的な教育として、法などの価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるために必要な教育を推進しています。

⑤ 更生保護法人大分県更生保護協会

機関紙「更生保護おおいた」を発行するほか、世論啓発や“社会を明るくする運動”の各種行事の実施を支援しています。

⑥ 大分県地域生活定着支援センター

県及び大分県社会福祉協議会との共催で、刑務所出所者等で生きづ

らさを抱えた人たちの支援にかかる啓発セミナーを、広く県民を対象として実施しています。

また、地域の関係機関が主催する研修会等の場において、当センターの事業について説明するなどして、刑務所出所者等の支援にかかる理解を求めています。

さらに、大学において当センターの事業に関する内容を講義するなど、将来の福祉を担う人材育成に取り組んでいます。

⑦ 県

“社会を明るくする運動”や7月の再犯防止啓発月間の事業等に対する協力・支援や、更生保護大会における保護司に対する知事感謝状の贈呈を行っています。

⑧ 県教育委員会

学校現場において再犯防止の対象となる者の絶対数が少ないことから、薬物乱用防止などの犯罪自体の防止に向けた出前授業の取り組みを、県警察や関係機関と連携して実施しています。

(2) 課題

再犯防止に関する施策は、県民にとって必ずしも身近な問題として受け止められていない可能性があるため、就労や居住先の確保、出所者を受け入れる環境の重要性に理解を得られにくい状況にあります。

また、“社会を明るくする運動”の趣旨である犯罪と非行の防止の取組が地域社会に浸透していないことや、出所者に対する偏見が未だ残存しているなどの課題があります。

そのため、地域社会における犯罪をした者等への「息の長い」支援を行い、社会復帰を進めるため、県民の理解を促し、民間協力者の確保に取り組む必要があります。

(3) 具体的施策

広報啓発活動を推進するため、関係機関と連携を取りながら、現在の取組の充実等を図ります。主な関係機関の取組は、以下のとおりです。

① 大分保護観察所

引き続き“社会を明るくする運動”の強調月間及び“再犯防止啓発月間”である7月を中心に、再犯防止に関する活動の理解、安心安全な社会を築くために必要な施策の一つであることへの理解を促し、広く県民各層に関心を持ってもらうきっかけとなるようテレビやラジオなどのメディア、SNS（ユーチューブを含む。）なども活用して、効果的な情報発信、広報・啓発活動に取り組んでいきます。

また、“社会を明るくする運動”大分県推進委員会事務局として、自治会長などを対象とした説明会を実施するなど、各地域において特色のある効果的な活動が積極的に展開されるよう支援していきます。

さらに、保護観察官による更生保護出張講座と法教育について広く県民への周知に努め、再犯防止に関する広報・啓発活動を一層推進していくとともに、特に社会福祉士・精神保健福祉士などの有資格者やそれらを目指している学生等を対象に、保護観察官が更生保護に関する現場経験に基づいた講義等を行うことにより、比較的若い年齢層の関心と理解を深めていくよう取り組みます。

加えて、更生保護施設と保護司制度の先駆けとなった「静岡県出獄人保護会社」を設立した一人である中津市出身の「川村矯一郎」氏の業績を広く県民に紹介するとともに、更生保護のマスコットキャラクターである「更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん」を活用するなどして若い子供を持つ20代、30代の親世代にアプローチすることにより、幅広い年齢層の関心と理解を深めていくよう取り組みます。

② 更生保護法人大分県更生保護協会

機関紙の増刷や新聞広告等の啓発活動、民間関係団体各種研修に対する支援の拡大を検討します。

③ 県

引き続き、保護観察所と協力して再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”の推進を図るとともに、県政広報誌等による更生保護の啓発や保護司など民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力を行います。

④ 県教育委員会

法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるための学習に加え、主権者としてよりよい社会の実現を目指す教育の推進を図るとともに、従来から行っていた犯罪防止に向けた出前授業において、再犯防止という観点を加えたものにするなど、内容を拡充していきます。

第6 地域による包摂の推進

1. 国・民間団体・市町村等との連携強化

(1) 現状（取組の必要性）

令和4年に大分刑務所を出所した者215人中、帰住予定地がない者は19人でした。また、保護観察終了時に無職である者（令和4年）は、92人中26人となっており、出所者等が地域社会や福祉サービスにつながっていない実態があります。

(2) 第一次計画期間中の取組

① 大分地方検察庁

平成31年4月に「刑事政策推進班」を設置し、入口支援を必要とする者の円滑な社会復帰・更生に向けた各種施策への取組及び再犯防止に向けた支援・措置のための関係機関との連絡・調整等を行っています。

また、従来から、更生緊急保護として、支援を必要とする者を大分保護観察所につないで、更生保護施設への入所や就労等による社会復帰を促進しているところ、令和3年度から、大分県地域生活定着支援センターの事業内容に「被疑者等支援業務」が追加されたことに伴い、同センターとも連携・協力して、さらに適切な支援を行っています。

② 大分保護観察所

地方再犯防止推進計画の策定にあたり、策定のために必要な情報を提供するなどして、地域の実情に応じた地方再犯防止推進計画が策定できるよう、支援しています。

③ 県

大分県地域生活定着支援センターを設置し、関係団体と連携して矯正施設（刑務所や少年院等）を退所（院）する高齢者や障がいのある者の社会復帰を支援するとともに、民間団体である大分DARC等の活動支援を行い、犯罪をした者等を間接的に支援しています。

また、国、民間団体、県で構成する「大分県再犯防止推進協議会」を設置し、大分県再犯防止推進計画の進捗管理・検証等を行うとともに、情報共有を行っています。

(3) 課題

刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等が相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要です。そのため、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく必要があります。

また、再犯防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には地域差があります。支援対象者に充実かつ行き届いた支援を行うためには、支援の内容に応じて、刑事司法関係機関、大分県地域生活定着支援センター、地方公共団体及び地域の医療保健・福祉関係機関等との連携が必要であるところ、これまで支援対象者の支援先に該当しないなどの事情で、地方公共団体等の関係機関との連携が十分とはいえない地域があり、それら地域の関係機関や民間協力者等との連携をより一層強化し

ていく必要があります。

加えて、地方公共団体が犯罪をした者等の支援を円滑に実施するための情報が十分ではない状況があります。

そのほか、次のような課題があります。

① 更生保護法人豊州保護会(更生保護施設あけぼの寮)

保護観察所が中心となった関係機関との協議会は設置されているものの、入口支援にかかるものであり、更生保護施設等を退所して地域で生活をしている人たちへの支援については、新たな取組が必要です。

② 県

大分県地域生活定着支援センターでは、高齢者や障がいのある者で福祉的な支援が必要な方を対象として、福祉サービス等につなぐ支援を行っていますが、大分県地域生活定着支援センターが対象としていない大半の一般的な出所者については福祉サービスにつながっていない、更生緊急保護や生活環境の調整を十分に受けていないといった実態があります。

(4) 具体的施策

こうした課題等を踏まえて、現在の取組の充実等を図り、関係機関の連携強化を推進します。主な関係機関の取組は、以下のとおりです。

なお、関係機関の連携にあたっては、各関係機関の役割を踏まえ、それぞれの特性を生かした切れ目のない支援を行い、犯罪をした者等の円滑な社会復帰に向けた取組を推進してまいります。

① 大分地方検察庁

大分県内の各地域の実情を踏まえ、地方公共団体等の関係機関との情報交換を積極的に行うなどして連携を深化・拡充させるとともに、地域における関係機関による支援ネットワークの構築を推進するため、地方公共団体等の関係機関に対し、適切な情報提供や体制の整備に関する支援を行います。

② 大分保護観察所

地方再犯防止推進計画が未策定である地方公共団体に対し、地域の実情に応じて地方再犯防止推進計画が策定できるように引き続き支援を行います。

また、犯罪や非行をした者等が地域において必要な支援を受けられるよう、地域における支援ネットワークの構築を推進するとともに、ネットワークにおける地方公共団体の取組を支援していきます。

加えて、更生保護に関する専門的知識を活用し、地域住民、地方公

共団体、民間団体からの相談に応じて必要な情報の提供及び助言を行うとともに、地方公共団体が犯罪をした者等に対する支援等を行うために必要な情報等について、それらの情報を提供するための方策を検討した上で、個人情報等の適切な取扱いを確保し、適切に提供を行います。

③ 更生保護法人豊州保護会(更生保護施設あけぼの寮)

更生保護法人が刑務所出所者等を地域で支援するための地域の関係機関との連携ネットワークを構築し、関係機関からの相談等に応じて、必要な助言や具体的な取組を行います。

④ 県

国の第二次計画では、県の役割として、市町村への支援・域内ネットワーク構築、対象者への専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努めることとされており、以下について取り組みます。

- ・ 高齢者や障がいのある者で福祉的な支援を必要とする方については、引き続き、保護観察所など関係機関と連携して、大分県地域生活定着支援センターを通じた支援を行っていきます。【福祉保健部】
- ・ 「大分県再犯防止推進協議会」の開催により、関係機関との情報共有、大分県再犯防止推進計画の管理・検証等を行います。【生活環境部】
- ・ 県と市町村、関係機関による会議の実施により、情報の共有・提供や連携を図り、必要な支援を行います。【生活環境部】
- ・ 支援の手が届きにくい満期釈放者や保護観察終了者、その家族や支援者を対象とした相談支援体制の構築に向け、相談支援窓口の設置・運営について関係機関と検討を行います。【生活環境部】

「大分県再犯防止推進協議会」構成団体

関係団体	国の関係機関	大分地方検察庁	
		大分刑務所	
		大分少年院	
		中津少年学院	
		大分少年鑑別所	
		大分保護観察所	
		大分労働局	
	民間団体	大分県弁護士会	
		大分県保護司会連合会	
		更生保護法人大分県更生保護協会	
		更生保護法人豊州保護会	
		大分県更生保護女性連盟	
		特定非営利活動法人大分県就労支援事業者機構	
		大分県社会福祉協議会	
		特定非営利活動法人大分DARC	
		大分県地域生活定着支援センター	
		県関係課	福祉保健部福祉保健企画課
			福祉保健部薬務室
福祉保健部障害福祉課			
生活環境部生活環境企画課			
商工観光労働部雇用労働室			
土木建築部公共工事入札管理室			
土木建築部建築住宅課			
土木建築部公営住宅室			
教育庁学校安全・安心支援課			
教育庁義務教育課			
教育庁高校教育課			
警察本部警務課			
事務局	生活環境部生活環境企画課		

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する

施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

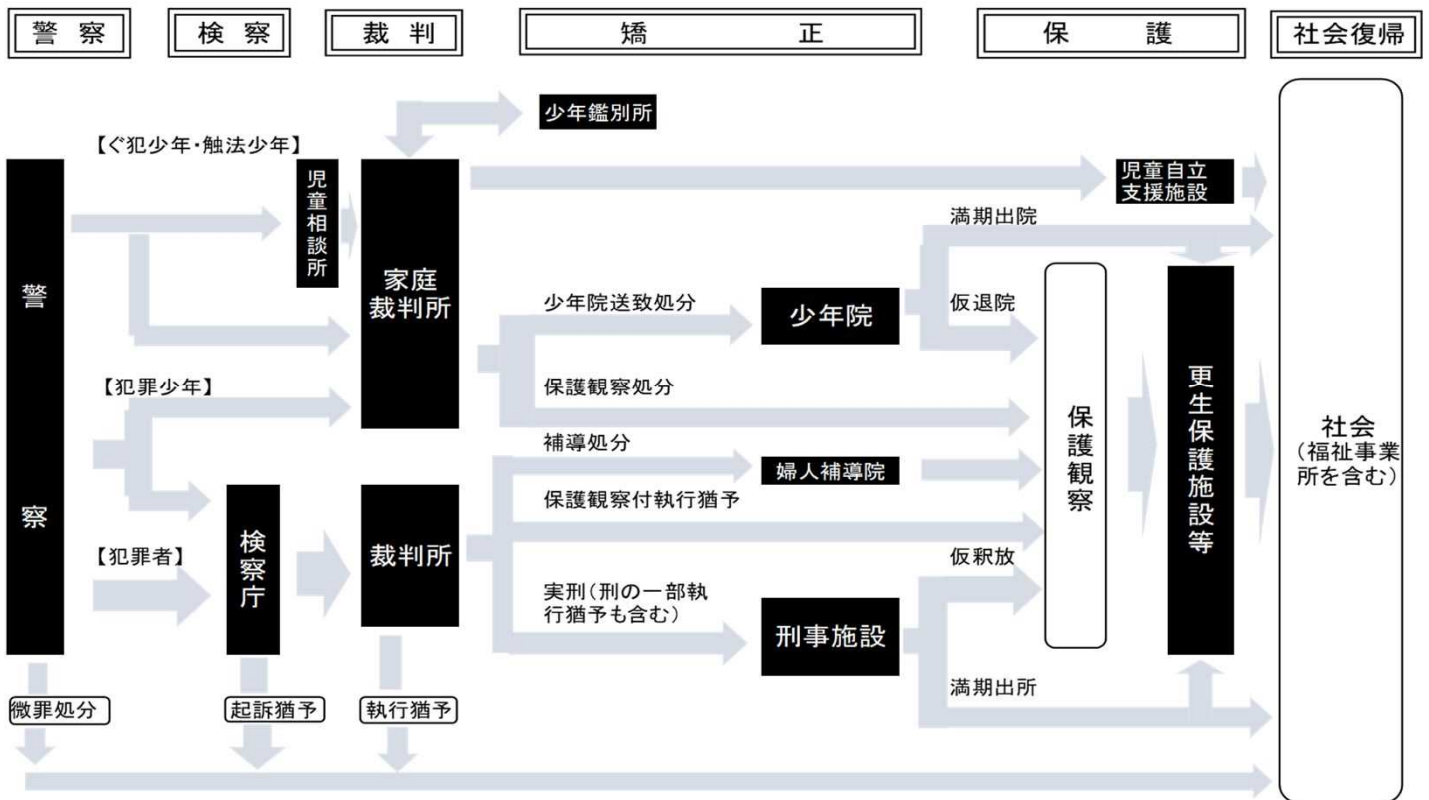
用語説明

あ行	
アセスメントツール CFP P24・27	保護観察対象者に対して効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール。犯罪や非行に至る過程等を検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するもの
一般改善指導 P23	犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識や生活態度を習得させるための指導
一般調整 P13	生活環境の調整のうち、帰住予定地は確保されていて特別調整には該当しないものの、高齢者又は障がい者を有する者で、出所後又は出院後に特別な手続に基づく福祉サービス等の調整その他社会復帰のための調整が必要なもの
入口支援 P13・14・35・36	刑事司法の入口段階、すなわち起訴猶予、刑の執行猶予等で矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、釈放時等に福祉サービス等を利用できるよう支援する取組
NPO法人大分県 就労支援事業者機構 P6・8・9・29・31	刑務所出所者等の就労を促進することを目的とした団体で、大分県内の経済界の方々の協力を得て、協力雇用主を支援
か行	
教諭師 P30	矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教諭を行うボランティア
矯正施設 P5・6・8・9・13・14 ・16・18・19・21 ・22・27・29・30	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院
矯正就労支援情報 センター室 P4	受刑者等の帰住予定地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じる法務省の機関。通称コレワーク。
協力雇用主 P4・5・6・7・8・ 9・24・29・30	犯罪をした者や非行のある少年の自立及び社会復帰に協力するため、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主
居住支援法人 P11・12	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助などを実施する法人として都道府県が指定するもの
刑事施設 P3・28	刑務所、少年刑務所及び拘置所
刑の一部執行猶予 P46	薬物使用等の罪を犯した人やこれまで刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)に入所したことがない人などが、3年以下の実刑判決を言い渡される際、再犯を防止するために必要かつ相当と認められたときに、刑の一部の執行を猶予することができる
更生緊急保護 P10・11・13・35・36	満期釈放者等に対して、その者の申出に基づいて、食事・医療・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずるもの

更生保護 P5・15・20・28・ 29・30・31・32・ 33・34・36・46	犯罪をした者や非行のある少年が、再び罪を繰り返すことなく、社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることがないように改善更生をすることを助けること
更生保護施設 P5・9・10・11・14・ 15・25・27・29・34 ・35・36・37・46	矯正施設出所者や保護観察中の人等で、自立更生が困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供を行い、就職指導や社会適応のために必要な指導や助言を行う等して、円滑な社会復帰を手助けする、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が運営する施設
更生保護女性会 P20・29・30・32	女性の立場から、犯罪や非行をなくし、罪を犯した人々の立ち直りを支援して犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的としたボランティア団体
更生保護法人大分 県更生保護協会 P5・6・29・30 ・31・32・34	会費収入、寄附金等をもとに、保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設、協力雇用主などへの運営費の一部助成、機関誌「更生保護おいた」の発行、保護観察対象者等への帰住旅費等の金品給与、就職時の身元保証、更生保護に関する各種研修を支援する団体
更生保護法人豊州 保護会 P5・9・10・14・25・27 ・29・30・31・36・37	更生保護施設あけぼの寮を運営し、刑務所出所者等のうち、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応に必要な生活指導を行うなど、円滑な社会復帰を支援
さ行	
社会生活スキル トレーニング(SST) P27	認知行動療法と社会学習理論を基盤にした支援方法の一つ。必要な知識(どのような言動が望ましいかなどの情報)を与え、練習(行動リハーサルなど、ロールプレイなどを通して実際にやってみる体験)できるように支援の順序とコツを定め、構造化した支援の方法
触法障がい者 P16	刑罰法令に触れる行為をした障がい者のこと。なお、障がい者とは身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能障がいのある方のこと
児童自立支援施設 P46	犯罪などの不良行為をしたり、するおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所、または、通所させ、必要な指導を行って自立を支援する児童福祉施設。退所後の児童に対しても必要な相談や援助を行う
就労継続支援A型 事業 P8	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う
就労継続支援B型 事業 P8	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う
受刑者用一般リス クアセスメントツ ール(Gツール) P26	入所時等に実施する刑執行開始時調査において、原則全受刑者を対象として、過去の受刑回数や犯罪の内容等から出所後2年以内に再び刑務所に入所する確率を推定するもの。犯罪傾向の進捗の判定や各種改善指導プログラムの対象者選定の際の基礎資料として活用
自立準備ホーム P9・10・11	住居がない出所者等に一時的に宿泊場所の提供等を行い、自立に向けた支援を行う、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等の運営する民間施設

た行	
ダルク P17・19・35	Drug Addiction Rehabilitation Center 覚醒剤、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設
地域生活定着支援センター P13・14・15・16 ・32・35・36・37	高齢や障がいのある出所者等に対し、必要な福祉サービス等のコーディネート業務、フォローアップ業務、相談業務等を行うため都道府県に設置されている支援機関
篤志面接委員 P30	矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティア
特別改善指導 P23	改善更生や円滑な社会復帰に支障を来す受刑者の個別の問題を改善するために行うための6種類の指導。①薬物依存離脱指導、②暴力団離脱指導、③性犯罪再犯防止指導、④被害者の視点を取り入れた教育、⑤交通安全指導、⑥就労準備指導
特別調整 P10・11・12 ・13・14・15	生活環境の調整(保護観察所が行う受刑者等の出所後の住居、就職等の調整)のうち、高齢者(おおむね65歳以上)又は障がいを有する者で適当な帰住予定地が確保されていない者に対して行う、特別な手続に基づく福祉サービス等の調整その他の社会復帰のための調整
は行	
BBS会 P20・29・30・32	Big Brothers and Sisters Movementの略 兄や姉のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に楽しみ、その健やかな成長を支援するとともに、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して活動する青年ボランティア団体
婦人補導院 P46	売春防止法第17条に基づく補導処分がなされた満20歳以上の女子を収容し、これを更生させるために補導を行う施設であり、法務省の設置する矯正施設の一つ。なお、婦人補導院は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日に施行されることに伴い、同日付けで廃止
法務省式ケースアセスメントツール(MJCA) P24	鑑別対象少年の再非行の可能性等を把握するとともに、保護者との関係性の調整や社会適応力の向上など、何を目標として働き掛けをすれば再非行を防止できるのかを明らかにすることを目的に開発された調査ツール
保護観察 P5・6・8・10・11・20・ 24・25・27・28・34・37	犯罪者や非行少年の再犯・再非行を防ぎ、改善更生と社会復帰を目的として、社会の中で普通の生活を営ませつつ、遵守事項を守るよう指導・監督し、必要な補導・援護を行うこと
保護司 P20・27・28・29・30 ・31・32・33・34	保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどを主な業務とする法務大臣からの委嘱を受け、犯罪をした者や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティア
や行	
薬物事犯者 P16・17・18・25	覚せい剤取締法違反・麻薬及び向精神薬取締法違反・毒物劇物取締法違反・大麻取締法違反等をした者

刑事司法の流れ(略図)



更生保護：犯罪をした者や非行のある少年が、再び罪を繰り返すことなく、社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることがないように改善更生をすることを助けること

保護観察：犯罪者や非行少年の再犯・再非行を防ぎ、改善更生と社会復帰を目的として、社会の中で普通の生活を営ませつつ、遵守事項を守るよう指導・監督し、必要な補導・援護を行うこと

更生保護施設：矯正施設出所者や保護観察中の人等で、自立更生が困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供を行い、就職指導や社会適応のために必要な指導や助言を行う等して、円滑な社会復帰を手助けする、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が運営する施設

児童自立支援施設：犯罪などの不良行為をしたり、するおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所、または、通所させ、必要な指導を行って自立を支援する児童福祉施設。退所後の児童に対しても必要な相談や援助を行う

婦人補導院：売春防止法第17条に基づく補導処分がなされた満20歳以上の女子を収容し、これを更生させるために補導を行う施設であり、法務省の設置する矯正施設の一つ。
※令和4年法律第52号による売春防止法の改正により、6年4月1日から、婦人補導院は廃止

刑の一部執行猶予：薬物使用等の罪を犯した人やこれまで刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）に入所したことがない人などが、3年以下の実刑判決を言い渡される際、再犯を防止するために必要かつ相当と認められたときに、刑の一部の執行を猶予することができる。